

生駒山麓公園及び同ふれあいセンター指定管理者候補者選定に係る生駒市プロポーザル
審査委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生駒市プロポーザル審査委員会条例（平成24年10月9日条例第35号）第9条の規定に基づき、生駒山麓公園及び同ふれあいセンター指定管理候補者選定に係る生駒市プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 生駒山麓公園及び同ふれあいセンター指定管理者候補者選定に係る候補者及び次点候補者を選定するための実施要領、評価基準等に関すること。
- (2) 企画及び技術等に関する提案書の審査及び評価に関すること。
- (3) 最も優秀な提案者の選定に関すること。
- (4) その他指定候補者及び次点候補者の選定に関し、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 障がい者福祉に関し学識経験のある者
- (2) 公園及び公共空間に関し学識経験のある者
- (3) 副市長
- (4) 総務部長
- (5) 福祉健康部長
- (6) 都市整備部長

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、みどり公園課において処理する。

(施行の細目)

第5条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年11月20日から施行する。
- 2 この要綱は、生駒山麓公園及び同ふれあいセンター指定管理者候補者選定に係る候補者及び次点候補者の選定が行われたときに、その効力を失う。